

# 相続手続きのご案内

東京東信用金庫

はじめに

この度はご愁傷さまでございます。心よりお悔やみ申し上げます。

当金庫とお取引をいただいていたお客様が亡くなられた場合には、相続の手続きが必要となります。

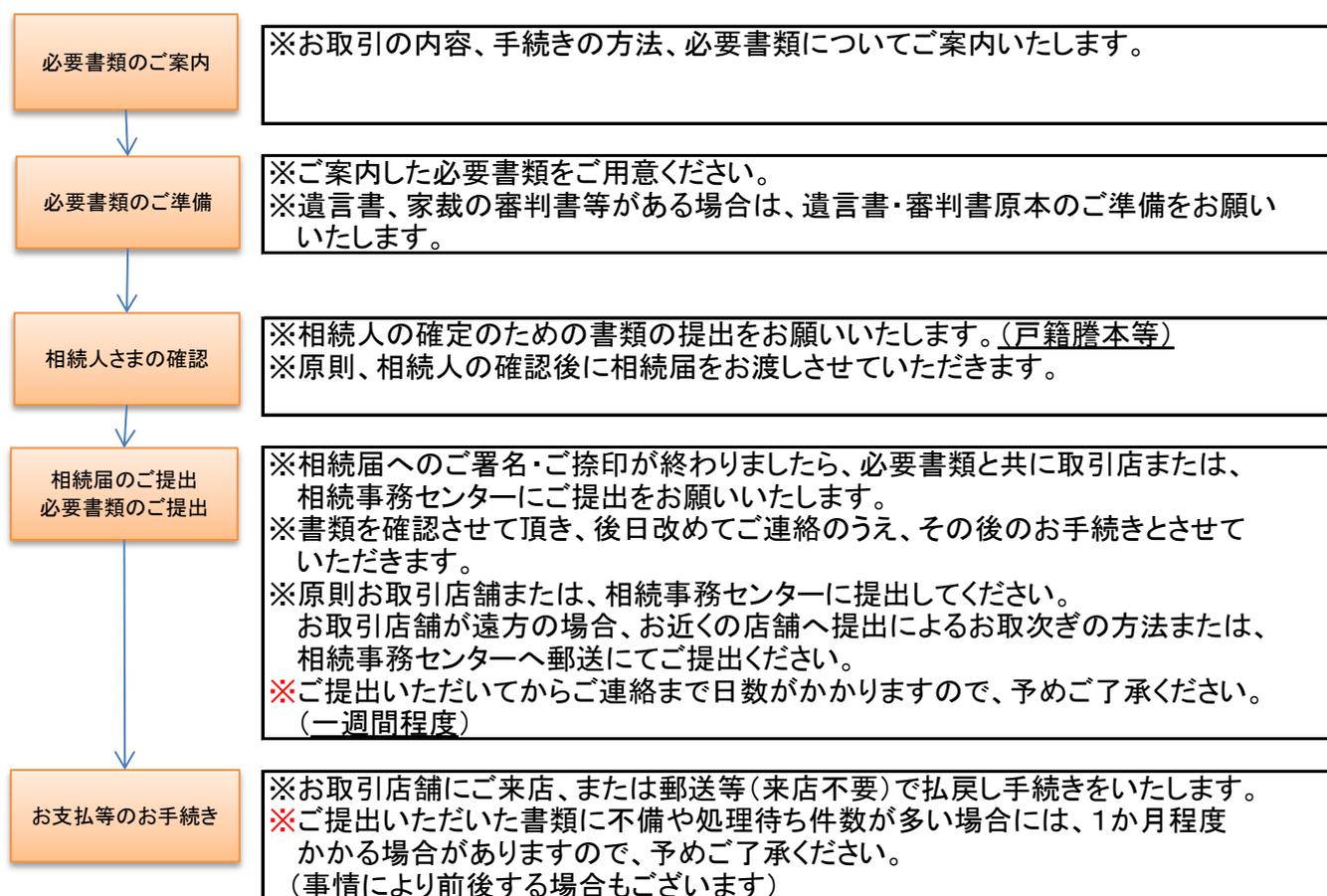
ご案内の前にご確認いただきたい事項

- 残高証明書が必要な場合は、別途、お申し出ください。
- 投資信託、公共債のお取引がある場合は、お取引店舗の窓口へお申し出ください。
- ご融資残高がある場合は、事前にお取引店舗の窓口へご相談ください。
- 相続放棄、限定承認をされた場合は、事前にお申し出ください。

必要書類のご提出にあたってご注意いただきたい事項

- 遺言書、遺産分割協議書、印鑑登録証明書、戸籍謄本、本人確認書類等は、原本の提出をお願いしております。
  - 遺言書、遺産分割協議書、本人確認書類等は、当金庫にて原本確認後、ご返却いたします。(ご返却ご希望の場合)
  - 印鑑登録証明書は、原則お預かりさせていただきます。
  - 被相続人さまが、複数店舗でお取引いただいていた場合は、それぞれの取引店舗について相続届が必要となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
- ※ 法定相続情報一覧図の写しの提出がある場合は上記の戸籍謄本等の提出は不要です。  
(相続人等の変更がある場合は戸籍謄本等の提出をお願いする場合があります。)

## 相続手続の流れ



## 相続手続きが完了するまでのお願い

預金等のお引き出し	お取扱できません。
預金等のご入金	お取扱できません。
口座振替のご契約	口座振替が停止となりお支払いできません。 公共料金等口座振替中の諸代金のお支払いは、別途お支払いください。
振込のご入金	お振込でのご入金についてお取扱できません。 家賃・駐車場代金等の継続的な振込入金がある場合は、入金指定口座の変更をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら下記照会先へお問い合わせさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

お取引店舗(連絡先は通帳・証書の表紙裏面に表示)

東京東信用金庫 相続事務センター

電話番号 0120-805-100

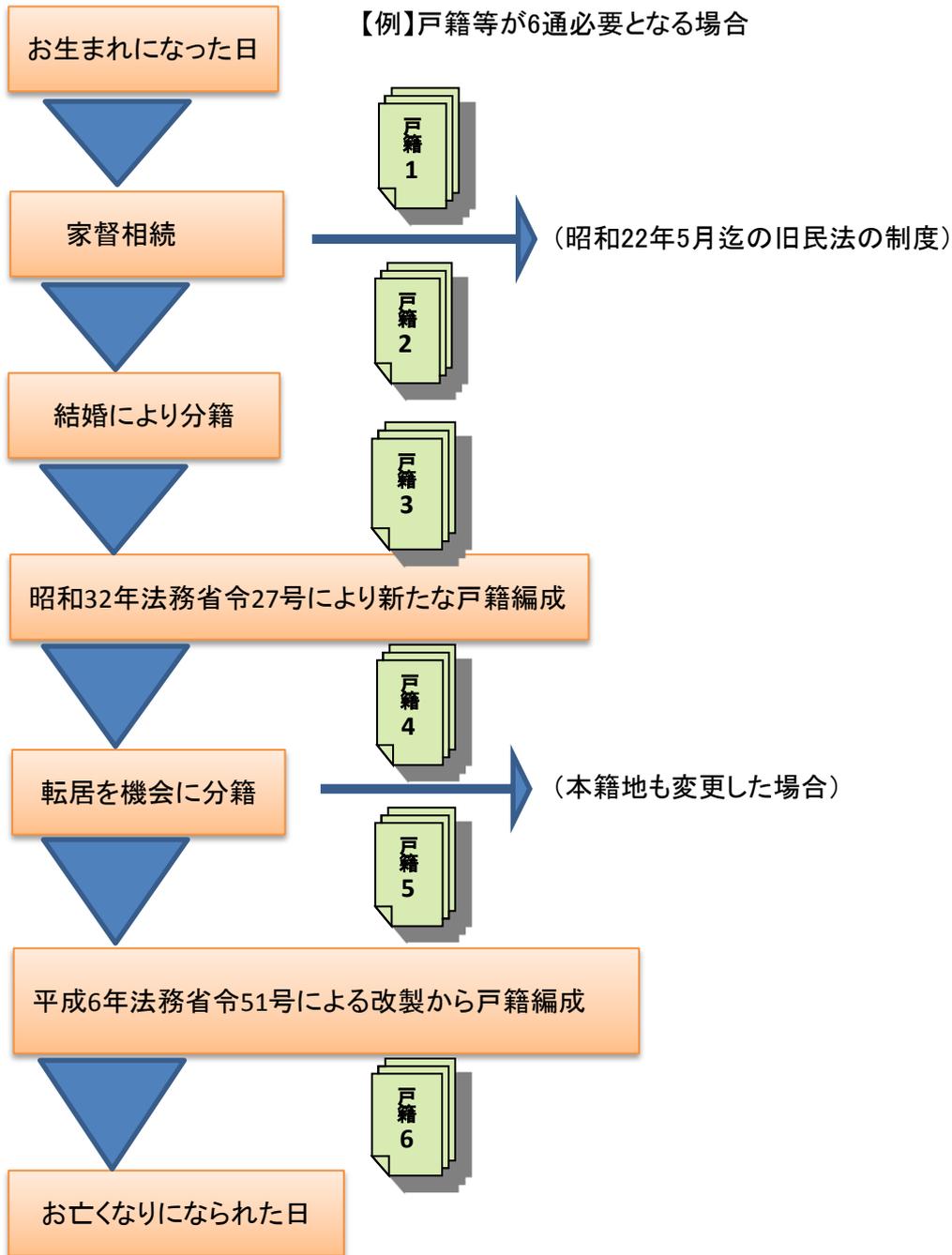
照会時間 (平日9:00~17:00)

※お問い合わせは、亡くなられた方のお名前、ご利用された店舗名、口座番号をお知らせください。

# 戸籍謄本について

## ○被相続人さま(亡くなられた方)の戸籍謄本について

相続人さまを確認(法定相続人の範囲を確認)するため、原則として被相続人さま(亡くなられた方)がお生まれになった時から亡くなるまでの連続した戸籍謄本が必要となります。  
戸籍謄本は一般の他に、改製原戸籍が必要となる場合があります、戸籍のある市区町村で入手できますが、戸籍のある市区町村が遠隔地の場合は、当該市区町村役場の戸籍係へ郵送による交付方法についてお問い合わせください。(下記例をご参照ください)



## ○相続人さまの戸籍謄本について

亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れない相続人さまは相続関係が確認できる戸籍謄本のご用意をお願いいたします。(相続人さまが死亡していて代襲相続が発生している場合等)

## 相続届への記入のお願い

- ①相続届(別添)には相続人の皆さま全員が各自直筆で署名し、皆さまの実印を押捺してください。
- ②相続人さまの中に未成年の方がいる場合、営業店舗または相続事務センターへお問い合わせください。
- ③遺言書・審判書等がある場合は事前に原本提出のうえ相続事務センターへお問い合わせください。  
(【自筆証書遺言】の場合は家庭裁判所の検認手続がなされている原本をお持ちください。)
- ④記入方法(別添の記入例を参考にご記入願います。)

### 1.相続形態(該当箇所には○印、チェックおよび捺印をお願いします。)

該当する相続形態に○印をお願いします。

遺言による相続手続を依頼しますが、本日現在、他の相続人から私(共)に対して遺留分減殺請求権は行使されていません。当金庫の受遺者の方で確認できる場合はチェック、押捺をお願いします。遺言書はありません 当金庫預金の相続人様のチェック、押捺をお願いします。

#### A 遺産分割協議書による相続

遺言書がないケースで相続人全員の合意のもと受遺者、配分を定める。また、当金庫の預金の受遺者のみの署名で手続きができます。

#### B 遺言による相続

公正証書の場合は遺言執行者の定めがあるか、目録にすべての預金の記載があるか確認させていただきます。

自筆遺言の場合は検認手続のないものは無効となります。

#### C 家庭裁判所の調停、審判による相続

裁判所の調停書・審判書に基づき、決定書の通り手続きを行います。

#### D 相続届に相続人全員署名・捺印し、後述のとおり相続

上記A,B,Cに該当せず、当金庫所定の相続届に相続人全員の署名、捺印により手続きを行います。行ないます。

#### E その他

相続人が1名のみ場合は法定相続となります。

### 2.相続預金の表示・取扱内容

相続届に金額自動印字されている場合はご確認のうえ口座ごとに対処方法を記入例を参考に ご記入願います。

金額未表示の場合は提出日現在の残高を営業店舗にお問い合わせのうえ、ご記入願います。

### 3.相続預り資産(公共債・投資信託)に表示・取扱内容

口座もしくは明細ごとに名義変更手続きとなり、取扱営業店舗でのお取扱いとなるため、営業店舗にお問い合わせのうえ、ご来店での手続きとなります。

### 4.喪失関係の届出

亡くなられた方のキャッシュカード・通帳等が見つからない場合には、記入例を参考に ご記入願います。

### 5.貸金庫の表示・取扱内容

貸金庫の格納物の引渡しならびに解約手続に際しては、複数の相続人がいる場合は全員の立会い、また、相続人代表が行う場合は、委任状あるいは所定の「念書(保護預かり用)」を提出願います。

### 6.前記項目2.の払戻し元利金(解約代金)の受領方法

現金にて受領される場合は、現金で受領(当金庫所定の受領書の提出いただきます。)にチェックをお願いします。

口座振込にて受領される場合はチェックのうえ、振込指定口座のご記入をお願いします。また、振込手数料は払戻し元利金から差し引かせていただきます。

○上記の相続形態による手続きの場合は必ず相続届の提出が必要となります。

各、相続形態においてご提出をいただく書類が異なりますので、次ページ記載の4.必要書類一覧をご覧ください不明な点は営業店舗または相続事務センターへお問い合わせください。

## 必要書類一覧

○書類提出時に必要な書類について

### 共通して必要な書類

相続届	当金庫所定の用紙に必ず自書および実印の押印をしてください。 (お取引店ごとに提出が必要)
亡くなられた方の戸籍謄本	亡くなられた方の出生から亡くなるまで連続した戸籍謄本が必要です。 相続人さまとの関係(兄弟・姉妹等)によっては、上記以外の戸籍謄本も必要となる場合がございます。
ご相続人様の戸籍謄本	ご相続人さまであることが確認できる戸籍謄本が必要です。 亡くなられた方の戸籍謄本で相続人様が確認できる場合は不要です。
ご相続人様の印鑑証明書	発行日から6か月以内のものをご用意ください。(融資取引がある場合は3か月) ご相続人さまが未成年の場合は、法定代理人の印鑑証明書が必要です。 ご相続人さまが海外在住の場合は「サイン証明書」と「在留証明書」が必要です。
亡くなられた方の通帳・ 証書・キャッシュカード・ 貸金庫の鍵等	亡くなられた方の預金通帳・証書・各種カード・貸金庫の鍵をご提出ください。 紛失や見当たらない場合は、相続届に記入をしてください。

### 相続形態により必要となる書類

相続形態	必要な書類	相続届に署名・押印する方		
遺産分割協議書なし・遺言書なし	相続人全員の印鑑証明書	相続人全員		
遺産分割協議による相続	遺産分割協議書 相続人全員の印鑑証明書	相続人全員(当金庫の預金を相続される方が定められている場合はその方のみ)		
遺言書による相続				
	遺言の種類	遺言執行者の有無		
公正証書		有り	遺言公正証書謄本(正本) 遺言執行者の印鑑証明書	遺言執行者(場合によって相続人全員)
		無し	遺言公正証書謄本(正本) 受遺者の印鑑証明書	受遺者(場合によって相続人全員)
自筆証書		有り	遺言書原本・家庭裁判所の検認調書 遺言執行者の印鑑証明書	遺言執行者(場合によって相続人全員)
		無し	遺言書原本・家庭裁判所の検認調書 受遺者の印鑑証明書	受遺者(場合によって相続人全員)
家庭裁判所の調停、審判による相続	調停調書正本または謄本 審判書正本または謄本 審判等で指定された方の印鑑証明書	審判等で指定された方		
相続届に相続人全員署名・捺印 (遺産分割協議書なし・遺言書なし)	相続人全員の印鑑証明書	相続人全員		
その他(相続人がおひとりの場合) (委任状による場合)	相続人の印鑑証明書 相続人からの委任状	相続人の方 相続人(委任者)、委任された方		

- ※ 必要書類は相続の内容により異なりますので、ご案内を参考にご準備ください。
- ※ ご準備いただく書類や記入方法等ご不明な点は、お取引店舗または相続事務センターにお問い合わせください。
- ※ ご用意いただいた書類はお取引店舗にお持ちいただくか、相続事務センターへ郵送による来店不要での手続きも行っていきます。ただし、貸金庫、お借入、投資信託等リスク商品及び公共債のお取引がある場合は、お取引店舗によるお手続きとなりますので、詳細はお問い合わせください。(リスク商品は元本割れする場合がございます。)
- ※ 複数店舗でお取引いただいていた場合は、それぞれの取引店舗について相続届のご提出が必要となります。
- ※ ご相続預金のお取扱いは解約だけでなく、名義変更も可能です。ただし、お取引内容によって名義変更いただけない場合もございます。
- ※ 内容によって、本紙にてご案内の書類以外のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承願います。

# 相続人の確認

相続人の範囲は、亡くなられた方の「配偶者」と「子」「父母」「兄弟姉妹」となります。  
 「配偶者」は常に相続人となり「父母」「兄弟姉妹」は上の順位の相続人がいる場合は、相続人になれません。

第一順位	子 (孫)	子がいる場合は、その子が相続人になります。 子が死亡している場合は孫(子の子)が代襲相続人になります。
第二順位	父母 (祖父母)	子や孫がいない場合は、父母が相続人になります。 父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば祖父母が相続人になります。
第三順位	兄弟姉妹 (甥姪)	子や孫、父母や祖父母がいない場合は、兄弟姉妹が相続人になります。 兄弟姉妹が死亡している場合は甥姪が代襲相続人になります。

相続人判定表

